

新潟市地域移行支援推進会議（仮称）について

1. 設置の目的

- ・ 本市で実施している、精神障がい者地域移行・地域定着支援事業について、事業全体の課題を検討する場が今までなく、十分な施策の検討が行えていなかった。
- ・ 支援を行う上で、相談支援事業者などの関係機関との連携が不可欠となるが、従前から精神障がい者についての情報共有が上手くなされていないという課題が指摘されていた。
- ・ 法改正に伴い、地域においても新たな課題が出てくることも予想されるため、新潟市地域移行支援推進会議(仮称)を設置し、精神障がい者の地域移行（退院促進）について検討を行う場として設置する。

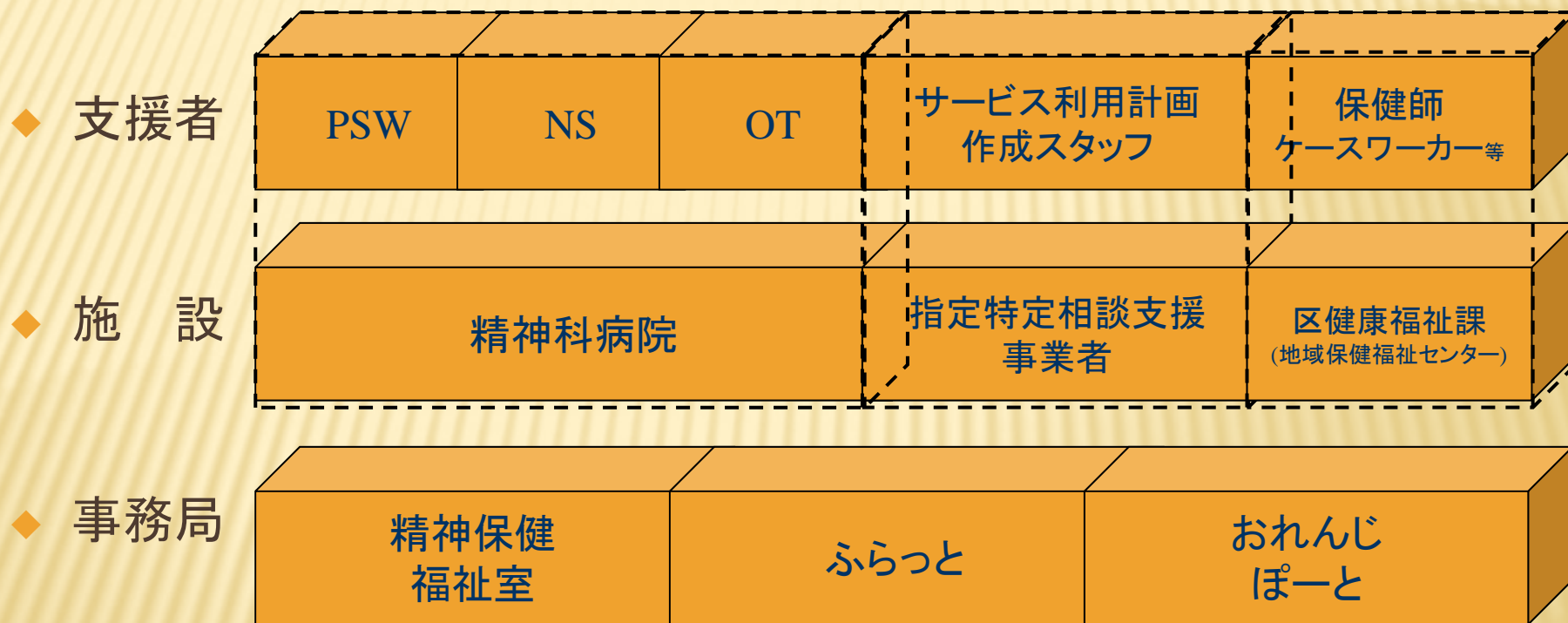
2. 協議内容

- ・ 精神障がい者地域移行・地域定着支援事業を円滑に運営するための課題を検討する。
- ・ 法改正により、指定特定相談支援事業者がサービスの利用計画及びモニタリングを実施し、指定一般相談支援事業者が個別支援計画の作成と実際のサービスを提供するようになるため、事業者間の連携およびスキルを高める方法を検討する。

3. 運営方法

- ・ 前回の全体会では、会議を自立支援協議会の部会として運営することを想定していたが、次年度は自立支援協議会から独立した会議とし、事務局を本事業受託事業者と精神保健福祉室とする。
- ・ 会議はおおむね2～3か月に1回程度とする。
- ・ 協議の内容については、運営事務局会議などに報告し、自立支援協議会との連携を図る。

地域移行推進会議の構成員（案）



精神障がい者地域移行・地域定着支援事業受託事業者

※その他、関係機関(住宅支援, 金銭管理等)へも, 適宜参加を依頼する。